



## リン系難燃剤、BPAの制限値を設定

欧州委員会は、玩具指令(2009/48/EC)の付属書Ⅱに記載されている付録Cの3歳未満の子供向け玩具または、子供が口に入れることを意図した玩具中の物質に関する特定制限値について改訂する委員会指令(2014/79/EU)を2014年6月20日に公示しました。また、6月23日にはビスフェノールAの移行限度に関する制限(委員会指令(2014/81/EU))を公示しました。なお、対象となる製品や規制対象物質の種類、濃度は次の通りです。

### ○規制対象

3歳未満の子供向けの玩具。

または、子供が口に入れることを意図した玩具。

### ○規制対象となる物質と濃度

(略称) (和名) (CAS番号) (公示日)

TCEP リン酸トリス(2-クロロエチル)  
115-96-8 6月20日

TCPP リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)  
13674-84-5 6月20日

TDCP リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)  
13674-87-8 6月20日

BPA ビスフェノールA 80-05-7 6月23日

\*規制濃度\* TCEP, TCPP, TDCPの3つに関しては 5 mg/kg。BPAに関しては 0.1 mg/l (移行限度)。

今後、EU加盟国は2015年12月21日までに国内法を整備し、告示の内容を反映、適用することとされています。

当社では、リン酸エステル類をはじめ有機化合物の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年6月20日 COMMISSION DIRECTIVES 2014/79/EU

2014年6月23日 COMMISSION DIRECTIVES 2014/81/EU

化学分析箇所 山本倫大

## 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」が平成 26 年 8 月 1 日付けで公布され、同日から施行されました。

### 〈改正の経緯〉

平成 26 年 3 月 20 日に 1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準を 0.02mg/L から 0.1mg/L に見直す告示改正がなされ、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項については、平成 26 年 3 月 28 日の中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会における審議等が行われ、平成 26 年 7 月 28 日付けで 1,1-ジクロロエチレンの土壌汚染対策法の一部改正を適当とする答申がなされました。

### 〈改正の概要〉

- 別表第 1(地下水基準)および別表第 3(土壌溶出量基準)

1,1-ジクロロエチレンの項中、1 リットル(土壌溶出量基準の場合は検液 1 リットル)につき「0.02mg 以下であること」を「0.1mg 以下であること」に改める。

- 別表第 2(第二溶出量基準)

1,1-ジクロロエチレンの項中、検液 1 リットルにつき「0.2mg 以下であること」を「1mg 以下であること」に改める。

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 26 年 8 月 4 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 野村咲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

### [1. フタル酸エステルの制限の追加を勧告](#)



## 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

